

# 株 主 各 位

2022年 6月29日

大阪市中央区道修町一丁目7番10号

**扶桑薬品工業株式会社**

代表取締役社長 戸田 幹雄

## 第99回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼を申しあげます。

さて、本日開催の当社第99回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

### 記

**報告事項** 第99期（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

〔期末配当金は、1株につき30円〕

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p data-bbox="598 117 1001 518"><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="598 525 665 550"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="598 557 1001 1198"><u>第1条</u> 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお有効とする。 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

**第3号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

---

## 配当金のお支払いについて

第99期期末配当金は、同封の「第99期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（2022年6月30日から2022年7月29日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

以 上